【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年６月28日
【会社名】	リズム時計工業株式会社
【英訳名】	RHYTHM WATCH CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　樋口　孝二
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12
【電話番号】	（048）643-7213
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員　奥田　伸一郎
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目299番地12
【電話番号】	（048）643-7213
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員　奥田　伸一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成30年６月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年６月20日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金30円　　総額247,894,680円

ロ　効力発生日

平成30年６月21日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 取締役会の監督機能を一層強化するとともに、取締役会における迅速な意思決定を促進することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、「監査等委員会設置会社」へ移行すること。

(2) 業務執行を行わない取締役につき、責任限定契約を締結することにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第２６条（取締役の責任免除）の変更を行うこと。

(3) 上記に伴い、条数の変更等、所要の変更を行うこと。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、樋口　孝二、奥田　伸一郎、平田　博美の３氏を選任する。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役として、小泉　裕一、高木　権之助、山下　和彦、鈴木　欽哉の４氏を選任する。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額について、年額1億80百万円以内とする。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬の額について、年額48百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	64,887	268	－	(注)１	可決　99.6
第２号議案 定款一部変更の件	64,915	245	－	(注)２	可決　99.6
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件				(注)３	
樋口　孝二	58,829	6,330	－		可決　90.3
奥田　伸一郎	59,917	5,242	－		可決　92.0
平田　博美	59,913	5,246	－		可決　91.9

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第４号議案 監査等委員である取締役４名選任の件				(注) 3	
小泉　裕一	64,527	628	－		可決　99.0
高木　権之助	56,861	8,294	－		可決　87.3
山下　和彦	60,204	4,951	－		可決　92.4
鈴木　欽哉	58,923	6,232	－		可決　90.4
第５号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額設定の件	64,237	918	－	(注) 1	可決　98.6
第４号議案 監査等委員である取締役の報酬の額設定の件	64,886	269	－	(注) 1	可決　99.6

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。